

河川の環境基準の水域類型指定の見直しについて（案）

1 基本的考え方

本県の水質保全対策を積極的に進めるため、行政目標となる河川の水質汚濁に係る環境基準の類型について、現在の水質が上位の類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している水域類型指定の見直しを行う。

2 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定及び達成状況（令和2年度 河川）

類 型	環境基準 (BOD75%値)	指定水域数	達成水域数	備 考
AA	1 mg/L以下	1	1	本城川上流(高隈山県立自然公園内)
A	2 mg/L以下	33	32	甲突川・中津川など
B	3 mg/L以下	8	7	和田川・万之瀬川下流など
C	5 mg/L以下	1	1	田原川
計	—	43	41	
達成率	—	95.3%		

3 環境基準の類型見直しの理由

前回、平成17年度から平成19年度にかけて見直しを行っている。その後、約10年が経過し、その間、上位の類型に係る基準値を十分下回っている水域について、上位類型への見直しを行い、水域類型指定の適正化を図る。

平成6年8月環境庁通知（環水管第167号，環水規第206号）

『水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の一層の適正化及び水質汚濁防止法の厳正な運用について』

1 (1) 水域類型指定の見直しについて

……水域の現在及び将来の利用目的等に照らして、水域類型指定を変更する必要があると認められる水域については、速やかに見直しを実施されたい。

特に、現在の水質が水域類型の上位の類型に係る基準値を達成し、この状態が継続している水域については、水質が改善された水域の現在及び将来の利用目的等を十分検討の上、積極的に見直しを行うこととされたい。

4 見直し案

(1) 和田川

直近10年間の水質（平成22年度から令和元年度。以下同じ。）について、BOD75%値0.5～1.1 mg/Lであり、河川環境基準A類型のBOD基準値である2 mg/L以下を満足している。

10年後の予測水質について、単独処理浄化槽人口の減少、下水道人口の増加が見込まれることから、将来的にも現状と同程度で推移するものと考えられる。

以上により、現状のB類型からA類型への引き上げを提案する。達成期間については、現状の水質状況及びその継続性から「イ」の直ちに達成とする。

(2) 脇田川

直近10年間の水質について、BOD75%値0.7～1.0 mg/Lであり、河川環境基準A類型のBOD基準値である2 mg/L以下を満足している。

10年後の予測水質について、単独処理浄化槽人口の減少、下水道人口の増加が見込まれることから、将来的にも現状と同程度で推移するものと考えられる。

以上により、現状のB類型からA類型への引き上げを提案する。達成期間については、現状の水質状況及びその継続性から「イ」の直ちに達成とする。

(3) 稲荷川下流

直近10年間の水質について、BOD75%値0.6～1.5 mg/Lであり、河川環境基準A類型のBOD基準値である2 mg/L以下を満足している。

10年後の予測水質について、単独処理浄化槽人口の減少、合併処理浄化槽人口及び下水道人口の増加が見込まれることから、将来的にも現状と同程度で推移するものと考えられる。

以上により、現状のB類型からA類型への引き上げを提案する。達成期間については、現状の水質状況及びその継続性から「イ」の直ちに達成とする。

なお、稲荷川上流についても現行A類型であることから、今般の稲荷川下流の見直しにより同一類型となるため、水域名を「稲荷川」、範囲を「全域」、該当類型を「A」、達成期間を「イ」とする。

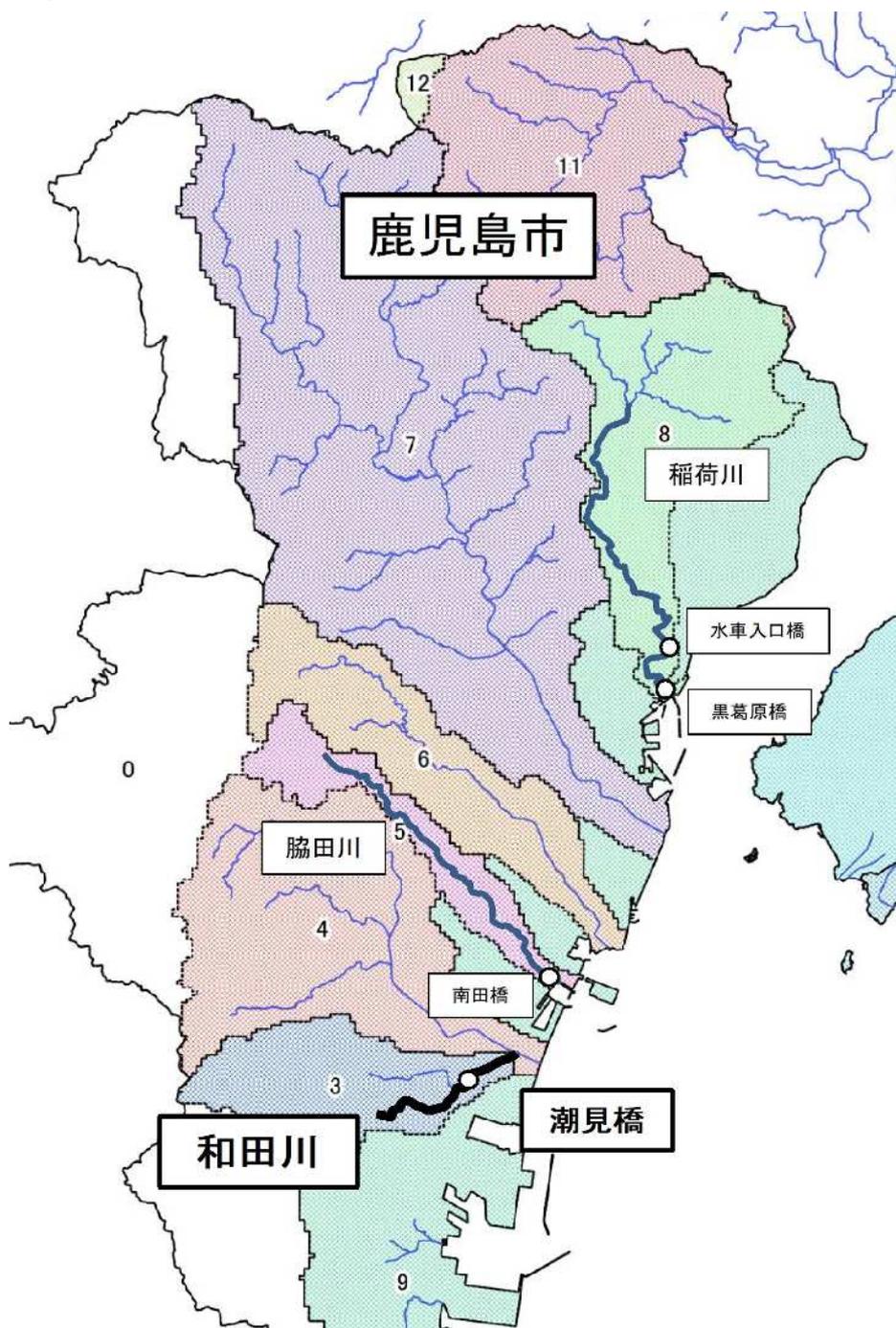
・和田川

1 概況

見直し水域	範囲	基準点	類型	類型指定年月日		見直し
和田川	全域	潮見橋	B・イ	S49.6.14	C・ハ	H19.3.30

流域市町 鹿児島市
河川延長 約3km
流域面積 約18km²
流域人口 22,106人
下水処理人口 20,187人
合併処理浄化槽 1,143人
単独処理浄化槽 776人
し尿処理施設 0人

2 水質調査地点 (環境基準点)



・ 脇田川

1 概況

見直し水域	範囲	基準点	類型	類型指定年月日		見直し
脇田川	全域	南田橋	B・イ	S47.6.19	C・ロ	H19.3.30

流域市町	鹿児島市
河川延長	約7km
流域面積	約11km ²
流域人口	27,680人
下水処理人口	26,064人
合併処理浄化槽	858人
単独処理浄化槽	758人
し尿処理施設	0人

2 水質調査地点 (環境基準点)



・ 稻荷川下流

1 概況

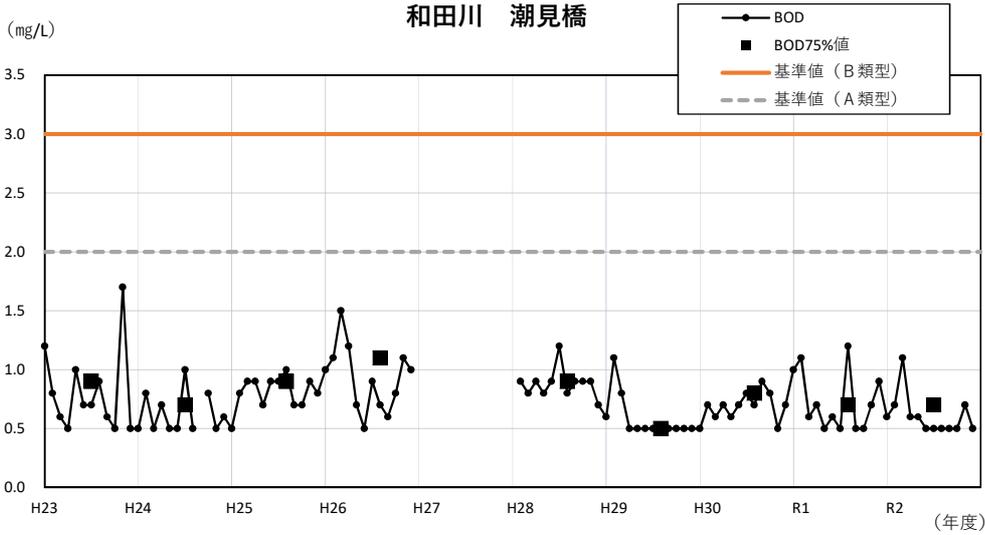
見直し水域	範囲	基準点	類型	類型指定年月日		見直し
稻荷川下流	水車入口橋から下流	黒葛原橋	B・イ	S47. 6. 19	C・ロ	H19. 3. 30

流域市町 鹿児島市
 河川延長 約15km
 流域面積 約30km²
 流域人口 47,639人 ※稲荷川流域
 下水処理人口 22,854人
 合併処理浄化槽 18,368人
 単独処理浄化槽 6,417人
 し尿処理施設 0人

2 水質調査地点 (環境基準点)

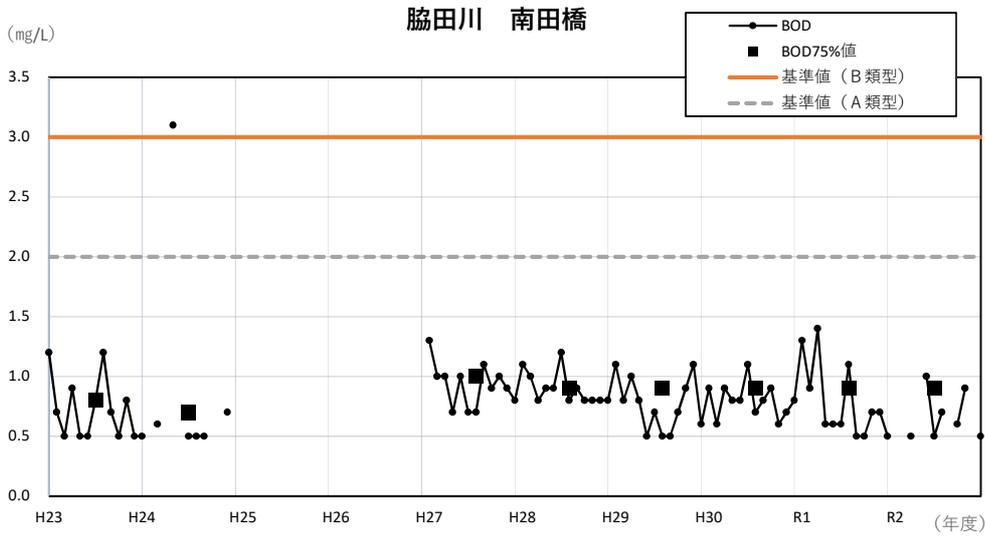


・ BODの経年変化



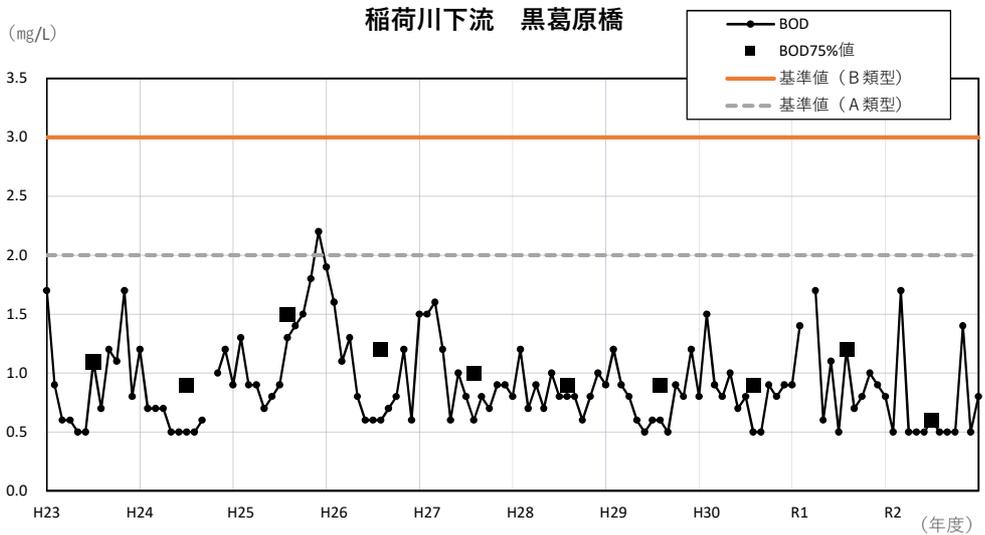
BOD75%値の経年変化

水域名	和田川	
地点名	潮見橋	
類型指定年	S49.6.14	C
改訂年	H19.3.30	B
H23	0.9	
H24	0.7	
H25	0.9	
H26	1.1	
H27	—	
H28	0.9	
H29	0.5	
H30	0.8	
R1	0.7	
R2	0.7	



BOD75%値の経年変化

水域名	脇田川	
地点名	南田橋	
類型指定年	S47.6.19	C
改訂年	H19.3.30	B
H23	0.8	
H24	0.7	
H25	—	
H26	—	
H27	1.0	
H28	0.9	
H29	0.9	
H30	0.9	
R1	0.9	
R2	0.9	



BOD75%値の経年変化

水域名	稲荷川下流	
地点名	黒葛原橋	
類型指定年	S47.6.19	C
改訂年	H19.3.30	B
H23	1.1	
H24	0.9	
H25	1.5	
H26	1.2	
H27	1.0	
H28	0.9	
H29	0.9	
H30	0.9	
R1	1.2	
R2	0.6	

和田川

		単位	見直し時 (H17)	現状 (R元)	将来 (R11)
流域人口		人	23,332	22,106	23,087
し尿処理人口	単独浄化槽	人	1,502	776	35
	合併浄化槽		732	1,143	921
	下水道		21,098	20,187	22,131
	農業集落排水		0	0	0
事業場	特定事業場 (でん粉工場)	数	0	1	1
	特定事業場 (その他特定)		5	3	3
	小規模特定事業場			36	36
	非特定事業場		14	13	13

脇田川

		単位	見直し時 (H17)	現状 (R元)	将来 (R11)
流域人口		人	23,850	27,680	27,588
し尿処理人口	単独浄化槽	人	2,073	758	239
	合併浄化槽		777	858	858
	下水道		21,000	26,064	26,491
	農業集落排水		0	0	0
事業場	特定事業場 (でん粉工場)	数	0	0	0
	特定事業場 (その他特定)		6	0	0
	小規模特定事業場			17	17
	非特定事業場		2	16	16

稲荷川

		単位	見直し時 (H17)	現状 (R元)	将来 (R11)
流域人口		人	38,696	47,639	54,701
し尿処理人口	単独浄化槽	人	6,830	6,417	3,165
	合併浄化槽		11,986	18,368	22,665
	下水道		19,880	22,854	28,871
	農業集落排水		0	0	0
事業場	特定事業場 (でん粉工場)	数	0	0	0
	特定事業場 (その他特定)		40	6	6
	小規模特定事業場			38	38
	非特定事業場		104	15	15

令和2年度県内河川の水質測定結果

1 概要

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

102地点中、全てが環境基準を達成した。

健康項目の測定状況

項目	調査地点数			環境基準超過地点数			項目	調査地点数			環境基準超過地点数		
	河川	湖沼	海域	河川	湖沼	海域		河川	湖沼	海域	河川	湖沼	海域
カドミウム	17	2	12	0	0	0	1,1,2-トリクロロエタン	17	2	12	0	0	0
全シアン	17	2	12	0	0	0	トリクロロエチレン	17	2	12	0	0	0
鉛	17	2	12	0	0	0	テトラクロロエチレン	17	2	12	0	0	0
六価クロム	17	2	12	0	0	0	1,3-ジクロロプロペン	17	2	12	0	0	0
砒素	19	2	12	0	0	0	チウラム	15	2	12	0	0	0
総水銀	16	2	30	0	0	0	シマジン	15	2	12	0	0	0
アルキル水銀	0	1	0	0	0	0	チオベンカルブ	15	2	12	0	0	0
PCB	11	1	0	0	0	0	ベンゼン	17	2	12	0	0	0
ジクロロメタン	17	2	12	0	0	0	セレン	16	2	12	0	0	0
四塩化炭素	17	2	12	0	0	0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	67	2	12	0	0	0
1,2-ジクロロエタン	17	2	12	0	0	0	ふっ素	14	2		0	0	
1,1-ジクロロエチレン	17	2	12	0	0	0	ほう素	16	2		0	0	
シス-1,2-ジクロロエチレン	17	2	12	0	0	0	1,4-ジオキサン	18	2	12	0	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	17	2	12	0	0	0	計27項目	70	2	30	0	0	0

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

有機性汚濁の代表的な指標であるBOD（河川）及びCOD（湖沼及び海域）で見ると、環境基準を達成している水域は、全体の88.7%（63/71水域）であり、令和元年度より1.4ポイント低下した。

生活環境の保全に関する環境基準の達成状況（BOD又はCOD75%値）

類型	河川		湖沼		海域		全体	
	調査水域	達成水域	調査水域	達成水域	調査水域	達成水域	調査水域	達成水域
AA	1	1	0	0	—	—	1	1
A	33	32	4	4	12	6	49	42
B	8	7	0	0	12	12	20	19
C	1	1	0	0	0	0	1	1
計	43	41	4	4	24	18	71	63
達成率	95.3%		100.0%		75.0%		88.7%	

2 水質状況

(1) 調査対象水域 類型指定水域37河川43水域を含む48河川54水域
調査回数 年2～12回

(2) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）
70地点で調査した結果，全て環境基準を達成した。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 有機汚濁の指標（BOD）

環境基準の達成率は95.3%（41水域／43水域）であり，令和元年度と同様であった。

[令和元年度との比較]

- ・連続して非達成となった水域 …… 菱田川
- ・達成から非達成となった水域 …… 肝属川上流
- ・非達成から達成となった水域 …… 本城川上流

イ 水生生物の保全指標（全亜鉛，ノニルフェノール，LAS）

調査した河川（15水域）の全てで環境基準を達成し，令和元年度と同様であった。

環境基準（BOD）非達成水域

（単位：mg/L）

水域名	範囲	地点名	類型・期間 (基準値)	測定結果 (BOD75%値)
菱田川	全域	菱田橋(志布志市)	A・ロ(2)	2.6
肝属川上流	河原田橋から上流	河原田橋(鹿屋市)	B・ハ(3)	3.3

清浄な河川

（単位：mg/L）

水域名	範囲	地点名	類型・期間 (基準値)	測定結果 (BOD75%値)
甲突川	全域	岩崎橋(鹿児島市)	A・イ(2)	0.5
米之津川	全域	米之津橋(出水市)	A・イ(2)	0.5
高尾野川	全域	桜橋(出水市)	A・イ(2)	<0.5
中津川	全域	犬飼橋(霧島市)	A・イ(2)	0.5
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	中谷橋(曾於市)	A・イ(2)	0.5
神ノ川	全域	神ノ川橋(錦江町)	A・イ(2)	0.5

3 BOD (COD) の環境基準達成状況表

(1) 類型別

類型	達成期間	河川		湖沼		海域	
		あてはめ水域数	達成水域数	あてはめ水域数	達成水域数	あてはめ水域数	達成水域数
AA	イ	1	1	0	0	0	0
	ロ	0	0	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0	0	0
A	イ	26	26	4	4	8	5
	ロ	6	5	0	0	3	1
	ハ	1	1	0	0	1	0
B	イ	6	6	0	0	12	12
	ロ	0	0	0	0	0	0
	ハ	2	1	0	0	0	0
C	イ	0	0	0	0	0	0
	ロ	1	1	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0	0	0
合計	イ	33	33	4	4	20	17
	ロ	7	6	0	0	3	1
	ハ	3	2	0	0	1	0
	合計	43	41	4	4	24	18

(2) 水域別

水域名	類型	達成期間	環境基準地点数	基準を達成する地点数	基準を達成していない地点数				達成状況
					合計	非達成割合			
						100%	50%以上	50%未満	
川内川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
〃下流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
肝属川上流	B	ハ	1	0	1	0	0	1	×
〃下流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
串良川	A	ロ	1	1	0	0	0	0	○
脇田川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
新川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
甲突川	A	イ	3	3	0	0	0	0	○
稲荷川上流	A	ロ	1	1	0	0	0	0	○
〃下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
和田川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
永田川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
米之津川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
高尾野川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
折口川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高松川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
五反田川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
〃下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○

(注1) 非達成割合：環境基準に適合しない検体数／総検体数

水 域 名	類型	達成 期間	環 境 基 準 地点数	基準を 達成する 地点数	基準を達成していない地点数				達成 状況
					合計	非 達 成 割 合			
						100%	50%以上	50%未満	
八 房 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
大 里 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
神 之 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
万之瀬川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
〃 下流	B	イ	2	2	0	0	0	0	○
加 世 田 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
花 渡 川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
思 川	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○
別 府 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
網 掛 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
天 降 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
中 津 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
検 校 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
大 淀 川 上 流	A	ロ	1	1	0	0	0	0	○
横 市 川 上 流	A	ロ	1	1	0	0	0	0	○
溝之口川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
本 城 川 上 流	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
〃 下流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高 須 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
神 ノ 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
雄 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
前 川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
安 楽 川	A	ロ	1	1	0	0	0	0	○
田 原 川	C	ロ	1	1	0	0	0	0	○
菱 田 川	A	ロ	1	0	1	0	1	0	×
計			50	48	2	0	2	0	41/43

(注1) 非達成割合：環境基準に適合しない検体数／総検体数

(3) 河川におけるBODの75%値, 平均値の経年変化 (平成26年度～) (単位: mg/L)

水 域 名	地 点 名	類型・期間 (基準値)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
川内川上流	曾木の滝上流	A・イ (2)	0.6 (0.6)	0.5 (0.5)	0.6 (0.6)	<0.5 (0.6)	0.5 (0.5)	0.5 (0.6)	0.7 (0.6)
川内川下流	中郷	A・イ (2)	0.7 (0.7)	0.7 (0.6)	1.0 (0.7)	0.5 (0.5)	0.6 (0.5)	0.6 (0.6)	0.9 (0.8)
	小倉		1.0 (0.9)	1.1 (0.8)	1.1 (0.9)	0.8 (0.7)	0.5 (0.6)	0.9 (0.8)	1.3 (0.9)
肝属川上流	河原田橋	B・ハ (3)	2.7 (2.3)	2.5 (2.0)	3.3 (2.5)	2.8 (2.2)	2.8 (2.2)	2.5 (2.1)	3.3 (2.4)
肝属川下流	第二有明橋	A・イ (2)	0.9 (0.9)	1.3 (1.1)	1.5 (1.3)	1.3 (1.1)	1.4 (1.2)	1.4 (1.2)	1.1 (1.0)
串良川	串良橋	A・ロ (2)	1.2 (1.2)	1.1 (1.1)	1.5 (1.2)	1.2 (1.1)	1.4 (1.2)	1.4 (1.3)	1.4 (1.4)
脇田川	南田橋	B・イ (3)	— (—)	1.0 (0.9)	0.9 (0.9)	0.9 (0.8)	0.9 (0.8)	0.9 (0.8)	0.9 (0.7)
新川	第二鶴ヶ崎橋	B・イ (3)	1.2 (0.9)	1.0 (1.0)	1.0 (1.0)	0.8 (0.7)	1.0 (0.9)	1.3 (0.9)	0.8 (0.8)
甲突川	河頭大橋	A・イ (2)	1.0 (0.8)	1.0 (0.9)	0.8 (0.8)	0.6 (0.6)	0.8 (0.7)	0.8 (0.8)	0.8 (0.6)
	岩崎橋		1.0 (0.9)	0.9 (0.9)	0.8 (0.8)	0.7 (0.6)	0.6 (0.6)	0.7 (0.7)	0.5 (0.6)
	松方橋		0.8 (0.9)	1.0 (0.9)	1.0 (0.8)	0.7 (0.7)	0.8 (0.7)	0.8 (0.8)	0.6 (0.6)
稻荷川上流	水車入口橋	A・ロ (2)	1.0 (1.0)	1.1 (1.0)	0.8 (0.8)	0.9 (0.7)	0.9 (0.8)	1.2 (1.0)	0.9 (0.9)
稻荷川下流	黒葛原橋	B・イ (3)	1.2 (1.0)	1.0 (1.0)	0.9 (0.9)	0.9 (0.8)	0.9 (0.9)	1.2 (1.0)	0.6 (0.7)
和田川	潮見橋	B・イ (3)	1.1 (0.9)	— (—)	0.9 (0.9)	0.5 (0.6)	0.8 (0.7)	0.7 (0.7)	0.7 (0.6)
永田川	新永田橋	B・ハ (3)	2.0 (1.8)	1.9 (1.5)	2.1 (2.2)	2.4 (2.6)	1.9 (2.1)	1.5 (1.3)	1.2 (1.0)
米之津川	六月田橋	A・イ (2)	—	0.9 (0.7)	1.0 (0.8)	0.9 (1.1)	0.8 (0.7)	0.6 (0.6)	0.7 (0.7)
	米之津橋		0.6 (0.5)	0.5 (0.6)	0.8 (0.8)	0.8 (0.7)	0.6 (0.6)	<0.5 (0.5)	0.5 (0.6)
高尾野川	桜橋	A・イ (2)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)	0.7 (0.6)	0.6 (0.5)	0.5 (0.5)	<0.5 (<0.5)	<0.5 (<0.5)
	出水大橋		0.7 (0.7)	1.0 (0.8)	0.9 (0.8)	1.0 (0.7)	0.9 (0.8)	0.7 (0.7)	0.7 (0.7)
折口川	田島橋	A・イ (2)	0.8 (0.7)	1.8 (1.9)	1.1 (1.7)	1.0 (1.8)	1.1 (1.4)	1.1 (1.0)	0.9 (1.0)
高松川	浜田橋	A・イ (2)	0.7 (0.7)	<0.5 (0.6)	0.9 (0.8)	0.9 (0.8)	0.8 (1.1)	0.5 (0.8)	0.6 (0.6)
五反田川上流	上水道取水口	A・イ (2)	0.5 (0.6)	0.8 (0.7)	1.0 (0.9)	0.9 (0.8)	0.8 (0.7)	0.7 (0.7)	0.8 (0.8)
五反田川下流	五反田橋	B・イ (3)	0.9 (0.8)	1.1 (0.9)	1.1 (1.0)	1.1 (1.0)	0.8 (0.8)	1.2 (1.8)	1.4 (1.5)
八房川	川上橋	A・イ (2)	0.5 (0.5)	0.9 (0.7)	0.8 (0.7)	0.8 (0.7)	0.7 (0.6)	0.5 (0.6)	0.7 (0.7)
大里川	恵比須橋	A・イ (2)	0.7 (0.7)	0.9 (0.8)	1.1 (0.9)	0.7 (0.7)	0.7 (0.6)	0.8 (0.7)	0.7 (0.7)
神之川	大渡橋	A・イ (2)	0.7 (0.7)	1.2 (1.0)	1.4 (1.2)	1.5 (1.3)	1.2 (1.0)	1.1 (1.0)	1.2 (1.2)

(注) ■ は環境基準非達成, () 書きは年平均値

(単位：mg/L)

水 域 名	地 点 名	類型・期間 (基準値)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
万之瀬川上流	両 添 橋	A・イ (2)	<0.5 (<0.5)	0.6 (0.6)	0.7 (0.6)	0.5 (0.5)	0.8 (0.7)	0.5 (0.5)	0.6 (0.6)
万之瀬川下流	花 川 橋	B・イ (3)	0.9 (0.8)	1.2 (1.1)	1.2 (1.1)	1.6 (1.1)	1.6 (1.2)	0.8 (0.8)	1.2 (1.3)
	万 之 瀬 橋		0.8 (0.7)	1.4 (1.2)	1.2 (1.2)	1.6 (1.3)	1.8 (1.4)	1.0 (1.1)	1.4 (1.2)
加世田川	田 中 橋	A・イ (2)	0.7 (0.7)	1.3 (1.0)	1.3 (1.2)	1.3 (1.0)	1.2 (1.0)	1.2 (1.0)	0.9 (1.0)
花 渡 川	上水道取水口	A・イ (2)	<0.5 (<0.5)	<0.5 (0.5)	0.7 (0.7)	0.6 (0.6)	<0.5 (0.5)	<0.5 (0.5)	0.6 (0.6)
	花 渡 橋		0.7 (0.7)	0.9 (0.8)	1.1 (1.0)	1.0 (0.8)	1.2 (1.0)	0.9 (0.8)	0.8 (0.7)
思 川	青木水流橋	A・ハ (2)	0.9 (0.8)	1.0 (1.0)	0.8 (0.8)	1.0 (0.8)	1.0 (0.8)	0.7 (0.6)	0.7 (0.7)
別 府 川	岩 淵 橋	A・イ (2)	0.8 (0.7)	0.6 (0.6)	0.8 (0.7)	0.9 (0.8)	0.9 (0.7)	0.8 (0.7)	0.7 (0.7)
網 掛 川	田 中 橋	A・イ (2)	0.9 (0.8)	0.9 (0.8)	0.9 (0.8)	1.1 (1.0)	0.9 (0.7)	0.7 (0.7)	0.8 (0.7)
天 降 川	新 川 橋	A・イ (2)	0.7 (0.7)	0.8 (0.7)	0.9 (0.7)	1.0 (0.8)	0.7 (0.6)	0.6 (0.5)	0.6 (0.6)
中 津 川	犬 飼 橋	A・イ (2)	0.7 (0.6)	0.6 (0.6)	0.5 (0.5)	0.7 (0.6)	0.6 (0.5)	0.5 (0.5)	0.5 (0.5)
検 校 川	検 校 橋	A・イ (2)	0.7 (0.7)	0.7 (0.6)	0.8 (0.7)	0.9 (0.7)	0.7 (0.6)	0.6 (0.6)	0.6 (0.5)
大淀川上流	新 割 田 橋	A・ロ (2)	1.1 (0.8)	1.2 (1.0)	1.1 (1.0)	1.1 (1.1)	1.1 (1.0)	1.1 (1.0)	1.2 (1.1)
横市川上流	宝 来 橋	A・ロ (2)	0.8 (0.7)	1.3 (1.1)	0.9 (0.8)	1.0 (0.8)	0.8 (0.8)	0.9 (0.7)	0.8 (0.7)
溝之口川上流	中 谷 橋	A・イ (2)	<0.5 (<0.5)	0.6 (0.6)	0.9 (0.9)	0.5 (0.5)	0.5 (0.6)	<0.5 (0.5)	0.5 (0.5)
本城川上流	内之野橋下流	AA・イ (1)	<0.5 (0.5)	<0.5 (<0.5)	0.5 (0.6)	0.7 (0.6)	<0.5 (<0.5)	1.1 (1.2)	0.6 (0.6)
本城川下流	中 洲 橋	A・イ (2)	0.7 (0.6)	1.1 (0.8)	1.3 (0.9)	1.5 (1.3)	0.8 (1.0)	1.7 (1.1)	1.1 (0.9)
高 須 川	高 須 橋	A・イ (2)	0.6 (0.6)	0.5 (0.5)	0.8 (0.6)	0.7 (0.6)	0.5 (0.5)	0.9 (0.7)	0.6 (0.6)
神 ノ 川	神 ノ 川 橋	A・イ (2)	0.6 (0.6)	0.6 (0.6)	0.6 (0.6)	0.6 (0.6)	0.7 (0.6)	<0.5 (0.6)	0.5 (0.5)
雄 川	雄 川 橋	A・イ (2)	0.5 (0.5)	0.7 (0.6)	0.6 (0.6)	0.7 (0.6)	0.5 (0.5)	1.2 (0.8)	0.6 (0.6)
前 川	権 現 橋	A・イ (2)	0.6 (0.6)	0.8 (0.7)	0.6 (0.6)	0.6 (0.7)	0.6 (0.6)	0.7 (0.6)	1.2 (1.1)
安 楽 川	安 楽 橋	A・ロ (2)	0.7 (0.6)	1.1 (1.0)	0.6 (0.6)	0.8 (0.7)	1.0 (0.9)	0.9 (0.8)	0.9 (1.2)
田 原 川	河口から300m上流	C・ロ (5)	3.5 (2.6)	2.4 (2.0)	2.9 (2.1)	1.9 (1.8)	1.5 (1.6)	2.1 (2.3)	2.4 (1.8)
菱 田 川	菱 田 橋	A・ロ (2)	2.9 (2.6)	2.4 (2.6)	2.5 (2.5)	2.7 (2.3)	3.2 (3.1)	2.8 (2.7)	2.6 (2.8)

(注) ■ は環境基準非達成, () 書きは年平均値

4 全亜鉛，ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の環境基準達成状況表

(1) 類型別

類型	達成期間	河川			
		あてはめ水域数	全亜鉛達成水域数	ノニルフェノール達成水域数	LAS達成水域数
生物A	イ	0	0	0	0
	ロ	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0
生物特A	イ	0	0	0	0
	ロ	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0
生物B	イ	15	15	15	15
	ロ	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0
生物特B	イ	0	0	0	0
	ロ	0	0	0	0
	ハ	0	0	0	0
合計		15	15	15	15

(2) 水域別

水域名	類型	達成期間	環境基準地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
				平均値	達成状況	平均値	達成状況	平均値	達成状況
川内川	生物B	イ	3	0.001~0.003	○	0.00011	○	<0.0006	○
肝属川	生物B	イ	2	0.006 0.008	○	<0.00006 <0.00006	○	<0.0006 0.0021	○
串良川	生物B	イ	1	0.004	○	<0.00006	○	<0.0006	○
稲荷川	生物B	イ	2	0.005 0.005	○	<0.00006 <0.00006	○	0.0019 0.0020	○
甲突川	生物B	イ	3	0.001~0.003	○	<0.00006~ <0.00006	○	0.0010~ 0.0012	○
新川	生物B	イ	1	0.008	○	<0.00006	○	0.0012	○
永田川	生物B	イ	1	0.004	○	<0.00006	○	0.0054	○
和田川	生物B	イ	1	0.004	○	<0.00006	○	0.0034	○
脇田川	生物B	イ	1	0.003	○	<0.00006	○	0.0025	○
加世田川	生物B	イ	1	0.003	○	<0.00006	○	<0.0006	○
花渡川	生物B	イ	2	0.001 0.003	○	<0.00006 <0.00006	○	<0.0006 0.0013	○
思川	生物B	イ	1	0.003	○	<0.00006	○	0.0015	○
別府川	生物B	イ	1	0.003	○	<0.00006	○	0.0008	○
網掛川	生物B	イ	1	0.003	○	<0.00006	○	0.0028	○
中津川	生物B	イ	1	0.004	○	<0.00006	○	<0.0006	○
計			22	—	15/15	—	15/15	—	15/15

参 考 資 料

1 水質汚濁に係る環境基準

(1) 環境基準とは

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条に基づいて、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい基準として設定されている。昭和45年に閣議決定され、昭和46年に旧環境庁から告示された後、数次にわたり改正されている。

この環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」があり、健康項目については、公共用水域及び地下水におのおの一律に定められている。一方、生活環境項目については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各都道府県知事が各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されている。

(2) 環境基準の意義

環境基準は「維持されることが望ましい基準」であり、水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について、人の健康を維持するための最低限度としてではなく、達成し、維持されることが望ましい基準として、その確保を図っていかうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものである。

この環境基準を維持するため、国や地方公共団体、事業者等において排出規制の強化や下水道などの整備の促進、土地利用及び施設設置の適正化、監視・測定等の体制の整備、排水処理技術開発等の様々な対策が実施されている。

(3) 沿 革

○ S46.12.28（環告示59号） 水質汚濁に係る環境基準告示

（S45.4.21 閣議決定、環境庁設置に伴い環境庁所掌となる）

【人の健康の保護に関する環境基準】

全シアン、アルキル水銀、有機りん、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀（8項目）

【生活環境の保全に関する環境基準】

＜河川＞ pH, BOD, SS, DO, 大腸菌群数（5項目）

＜湖沼＞ pH, COD, SS, DO, 大腸菌群数（5項目）

＜海域＞ pH, COD, DO, 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質（5項目）

○ S49.9.30（環告示60号） 総水銀（健康項目）基準値の変更

○ S50.2.3（環告示3号） PCB（健康項目）の追加

○ S57.12.25（環告示140号） 湖沼の窒素、燐（生活環境項目）の追加

○ H5.3.8（環告示16号）

ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンガルブ、ベンゼン、セレン（健康項目）の追加、有機りん（健康項目）の削除

- H 5. 8. 27 (環告示 65号) 海域の窒素, 磷 (生活環境項目) の追加
- H11. 2. 22 (環告示 14号) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素 (健康項目) の追加
- H15. 11. 5 (環告示123号) 水生生物の保全に係る環境基準として全亜鉛 (生活環境項目) の追加
- H21. 11. 30 (環告示 78号) 1, 4-ジオキサン (健康項目) の追加
- H23. 10. 27 (環告示 94号) カドミウム (健康項目) 基準値の見直し
- H24. 8. 22 (環告示127号) 水生生物の保全に係る環境基準としてノニルフェノール (生活環境項目) の追加
- H25. 3. 27 (環告示 30号) 水生生物の保全に係る環境基準として直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (生活環境項目) の追加
- H26. 11. 27 (環告示126号) トリクロロエチレン (健康項目) 基準値の見直し
- H28. 3. 30 (環告示 37号) 水生生物の保全に係る環境基準として溶存酸素 (生活環境項目) の追加

(4) 根拠法令

ア〔環境基本法〕(平成5年11月19日法律第91号)―抜粋―

第三節 環境基準

第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第1項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るものを総合的かつ有効適切に講ずることにより、第1項の基準が確保されるよう努めなければならない。

イ〔水質汚濁に係る環境基準について〕(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)―抜粋―

公害対策基本法第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1及び別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取及び操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
- (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域及び当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準(27項目)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2, 55.3 又は55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法, 規格38.1.2及び38.3に定める方法, 規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし, 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては, 日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2, 61.3 又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1 又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2 又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2, 67.3 又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は43.2.6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては, これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1, 47.3 又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは, 測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。		
3 海域については, ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。		
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定め る方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法

備考

- 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また、最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝の環境保全
2 水道：ろ過等に伴う高層浄水操作を行うもの
3 水産：1級：沈殿ろ過等イナフ及び魚類等による汚濁の防止を行うもの
2級：サケ科魚類等による汚濁の防止を行うもの
3級：コイ、フナ等による汚濁の防止を行うもの
4 工業用水：1級：沈殿ろ過等イナフ及び魚類等による汚濁の防止を行うもの
2級：薬品注等による汚濁の防止を行うもの
3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2, 3級 水産2級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等による通常の浄水操作を行うもの
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く） 水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測定方法		規格45.2, 45.3, 45.4 又は45.6に定める方法	規格46.3に定める 方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち，生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち，生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(注) 基準値は，年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域，再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法
備考		
1 基準値は日間平均値とする。		
2 底面付傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には，横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法(ただ し、B類型の 工業用水及び 水産2級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極若しく は光学式セン サを用いる水 質自動監視測 定装置により これと同程度 の計測結果の 得られる方法	最確数による 定量法	付表14に掲 げる方法
備考						
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)で ぜんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $COD(O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL)</p> <p>(b) : 蒸留水について行なった空試験値(mL)</p> <p>fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法
備考			
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</p>			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基 準 値		
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
測 定 方 法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

（注）基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底 層 溶 存 酸 素 量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測 定 方 法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法
備 考		
1 基準値は日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

2 県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

(1) 河 川

ア BOD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類 型 指 定 年 月 日	備 考
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木の滝上流 注3	S 48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷	S 46. 5. 25	
				小倉	H 20. 3. 28	(※20)
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	H 20. 3. 28	(※21)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	H 20. 3. 28	(※22)
串良川	全 域	A	ロ	串良橋	S 48. 12. 7	
脇田川	全 域	B	イ	南田橋 注2	H 19. 3. 30	(※10)
新 川	全 域	B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H 19. 3. 30	(※11)
甲 突 川	全 域	A	イ	岩崎橋	H 7. 6. 5	(※ 2)
				河頭大橋 注1	S 47. 6. 19	
				松方橋	H 19. 3. 30	(※ 3)
稻荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	S 47. 6. 19	
稻荷川下流	水車入口橋から下流	B	イ	黒葛原橋	H 19. 3. 30	(※12)
和田川	全 域	B	イ	潮見橋	H 19. 3. 30	(※13)
永田川	全 域	B	ハ	新永田橋	S 49. 6. 14	
米之津川	全 域	A	イ	六月田橋	S 48. 6. 29	
				米之津橋	H 7. 6. 5	(※ 4)
高尾野川	全 域	A	イ	桜橋	H 8. 6. 5	(※ 5)
				出水大橋 注4	H 19. 3. 30	(※14)
折口川	全 域	A	イ	田島橋	H 19. 3. 30	(※15)
高松川	全 域	A	イ	浜田橋	S 50. 4. 21	
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	H 8. 6. 5	(※ 6)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S 50. 4. 21	
八房川	全 域	A	イ	川上橋	S 50. 4. 21	
大里川	全 域	A	イ	恵比須橋	H 19. 3. 30	(※16)
神之川	全 域	A	イ	大渡橋	H 19. 3. 30	(※17)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S 49. 7. 5	
				花川橋	S 49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	万之瀬橋	H 19. 3. 30	(※18)
加世田川	全 域	A	イ	田中橋	H 19. 3. 30	(※ 7)
花 渡 川	全 域	A	イ	上水道取水口	S 52. 6. 17	
				花渡橋 注5	H 19. 3. 30	(※19)
思 川	全 域	A	ハ	青木水流橋	S 49. 6. 14	
別 府 川	全 域	A	イ	岩淵橋	S 49. 6. 14	
網 掛 川	全 域	A	イ	田中橋	S 49. 6. 14	
天 降 川	全 域	A	イ	新川橋	S 49. 6. 14	
中 津 川	全 域	A	イ	犬飼橋	S 49. 6. 14	
検 校 川	全 域	A	イ	検校橋	S 49. 6. 14	
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S 48. 6. 29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S 48. 6. 29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S 48. 6. 29	
本城川上流	内之野橋から500m下流地点から上流	AA	イ	内之野橋下流	H 8. 6. 5	(※ 8)
本城川下流	内之野橋から500m下流地点から下流	A	イ	中洲橋	S 50. 7. 1	
高 須 川	全 域	A	イ	高須橋	S 50. 7. 1	
神 ノ 川	全 域	A	イ	神ノ川橋	S 50. 7. 1	
雄 川	全 域	A	イ	雄川橋	S 50. 7. 1	
前 川	全 域	A	イ	権現橋	H 7. 6. 5	(※ 9)
安 楽 川	全 域	A	ロ	安楽橋	S 48. 12. 7	
田 原 川	全 域	C	ロ	河口から300m上流	S 48. 12. 7	
菱 田 川	全 域	A	ロ	菱田橋	S 48. 12. 7	

(注1) 平成13年度に「ひまわり橋」から変更

(注3) 平成28年度に「曾木大橋」から変更

(注5) 平成29年度に「第一花渡橋」から変更

(注2) 平成19年度に「脇田井堰」から変更

(注4) 平成29年度に「出水橋」から変更

- ※1 達成期間の分類は次のとおり
「イ」は直ちに達成
「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
- ※2 「甲突川上流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「B」達成期間「ロ」の中流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※3 「甲突川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「D」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、昭和54年4月25日（「C」、「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※4 「米之津川」水域は、昭和48年6月29日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「C」達成期間「ハ」の下流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※5 「高尾野川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※6 「五反田川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※7 「加世田川」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日（「B」、「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※8 「本城川上流」水域は、昭和50年7月1日該当類型「A」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- ※9 「前川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- ※10 「脇田川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※11 「新川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※12 「稻荷川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※13 「和田川」水域は、昭和49年6月14日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※14 「高尾野川下流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※15 「折口川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※16 「大里川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※17 「神之川」水域は、昭和51年4月26日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
- ※18 「万之瀬川下流」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、中流及び下流が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※19 「花渡川下流」水域は、昭和52年6月17日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※20 「川内川下流」水域は、昭和46年5月25日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
なお、中流と同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。
- ※21 「肝属川上流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。
- ※22 「肝属川下流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成20年3月28日に改訂が行われた。

イ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類 型 指 定 年 月 日
甲 突 川	全 域	生物 B	イ	岩崎橋 河頭大橋 松方橋	H22. 3. 30
天 降 川	全 域	生物 B	イ	新川橋	H22. 3. 30
高尾野川	全 域	生物 B	イ	桜橋 出水大橋	H23. 3. 29
折 口 川	全 域	生物 B	イ	田島橋	H23. 3. 29
高 松 川	全 域	生物 B	イ	浜田橋	H23. 3. 29
五 反 田 川	全 域	生物 B	イ	上水道取水口 五反田橋	H23. 3. 29
八 房 川	全 域	生物 B	イ	川上橋	H23. 3. 29
大 里 川	全 域	生物 B	イ	恵比須橋	H23. 3. 29
神 之 川	全 域	生物 B	イ	大渡橋	H23. 3. 29
万 之 瀬 川	全 域	生物 B	イ	両添橋 花川橋 万之瀬橋	H23. 3. 29
加 世 田 川	全 域	生物 B	イ	田中橋	H23. 3. 29
花 渡 川	全 域	生物 B	イ	上水道取水口 花渡橋	H23. 3. 29
思 川	全 域	生物 B	イ	青木水流橋	H23. 3. 29
別 府 川	全 域	生物 B	イ	岩淵橋	H23. 3. 29
網 掛 川	全 域	生物 B	イ	田中橋	H23. 3. 29
中 津 川	全 域	生物 B	イ	犬飼橋	H23. 3. 29
検 校 川	全 域	生物 B	イ	検校橋	H23. 3. 29
安 楽 川	全 域	生物 B	イ	安楽橋	H23. 3. 29
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物 B	イ	新割田橋	H24. 3. 30
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物 A	イ	広瀬橋	H24. 3. 30
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物 B	イ	米之津橋	H24. 3. 30
串 良 川	全 域	生物 B	イ	串良橋	H24. 3. 30
本 城 川	全 域	生物 B	イ	内之野橋下流 中洲橋	H24. 3. 30
高 須 川	全 域	生物 B	イ	高須橋	H24. 3. 30
神 ノ 川	全 域	生物 B	イ	神ノ川橋	H24. 3. 30
雄 川	全 域	生物 B	イ	雄川橋	H24. 3. 30
田 原 川	全 域	生物 B	イ	河口から300m	H24. 3. 30
菱 田 川	全 域	生物 B	イ	菱田橋	H24. 3. 30
前 川	全 域	生物 B	イ	権現橋	H24. 3. 30
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物 B	イ	中谷橋	H24. 3. 30
横市川上流	宮崎県境から上流	生物 B	イ	宝来橋	H24. 3. 30
稲 荷 川	全 域	生物 B	イ	水車入口橋 黒葛原橋	H24. 3. 30
新 川	全 域	生物 B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H24. 3. 30
永 田 川	全 域	生物 B	イ	新永田橋	H24. 3. 30
脇 田 川	全 域	生物 B	イ	南田橋	H24. 3. 30
和 田 川	全 域	生物 B	イ	潮見橋	H24. 3. 30
川 内 川	全 域	生物 B	イ	曾木の滝上流 中郷, 小倉	H24. 3. 30
肝 属 川	全 域	生物 B	イ	河原田橋 第二有明橋	H24. 3. 30

(2) 湖 沼

ア COD等に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日
池田湖	全域	A	イ	基準点1～3	S 52. 6.17
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	基準点1～3	S 56. 1.26
鰻池	全域	A	イ	基準点	S 57.11. 1
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	基準点1, 2	H 9. 6.25

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日
池田湖	全域	Ⅱ	ロ	基準点1～3	S 60. 6. 7
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	Ⅳ	イ	基準点1～3	S 61.12.10
鰻池	全域	Ⅱ	イ	基準点	S 62. 6.10
高隈ダム貯水池	全域	Ⅲ	イ	基準点1, 2	H 9. 6.25

※ 全窒素については当分の間適用しない。

ウ 水生生物の保全に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日
池田湖	全域	生物B	イ	基準点1～3	H 22. 3.30
鶴田ダム貯水池	全域	生物B	イ	基準点1～3	H 24. 3.30
鰻池	全域	生物B	イ	基準点	H 22. 3.30
高隈ダム貯水池	全域	生物B	イ	基準点1～2	H 24. 3.30

(3) 海 域

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備考
鹿 児 島 湾 (1)	(全城から下記を除く海域) ※1	A	イ	基準点1～17	S 50. 7. 1	
〃 (2)	(鹿児島港本港区) ※2	B	イ	本港区中央	H 7. 6. 5	(注1)
〃 (3)	(〃 南港区) ※3	B	イ	南港区中央	S 50. 7. 1	
〃 (4)	(〃 木材港区) ※4	B	イ	木材港区中央	〃	
〃 (5)	(〃 谷山一区) ※5	B	イ	谷山一区中央	〃	
〃 (6)	(〃 谷山二区) ※6	B	イ	基準点1, 2	〃	
〃 (7)	(山川港) ※7	B	イ	山川港中央	〃	
八代海 南 部 海 域 (1)	(米之津港) ※8	B	イ	基準点1	S 51. 8. 9	
〃 (2)	(米之津川河口海域) ※9	A	ハ	基準点2	〃	
〃 (3)	(全城から上記を除く海域) ※10	A	イ	基準点3～7	〃	
大隅半島東部海域 (1)	(志布志港) ※11	B	イ	基準点1	S 51. 8. 9	
〃 (2)	(菱田川河口海域) ※12	A	ロ	基準点2	〃	
〃 (3)	(肝属川河口海域) ※13	A	ロ	基準点3	〃	
〃 (4)	(全城から上記を除く海域) ※14	A	イ	基準点4～6, 8～11	〃	
薩摩半島南部海域	(全 域) ※15	A	イ	基準点1～3	S 52. 6. 17	
薩摩半島西部海域 (1)	(阿久根港) ※16	B	イ	基準点1, 2	S 53. 9. 1	
〃 (2)	(万之瀬川河口海域) ※17	A	ロ	基準点1	〃	
〃 (3)	(全城から上記及び下記を除く海域) ※18	A	イ	基準点1～4	〃	
〃 (4)	(川内港) ※19	B	イ	基準点1	S 57. 2. 10	
〃 (5)	(串木野港) ※20	B	イ	基準点1	〃	
西之表港海域	(全 域) ※21	A	イ	基準点1, 2	S 53. 9. 1	
名瀬港海域 (1)	(新川河口海域) ※22	B	イ	基準点1	S 52. 6. 17	
〃 (2)	(全城から上記を除く海域) ※23	A	イ	基準点2, 3	〃	
奄美大島本島海域	(全 域) ※24	A	イ	基準点1～4	S 57. 2. 10	

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
鹿 児 島 湾	全 域 ※25	Ⅱ	イ	基準点1～16, 監視点イ～ヌ	H 8. 6. 5
八代海 南 部 海 域	全 域 ※26	I	イ	基準点2～6, 監視点イ, ロ	H 11. 5. 14

(注) 1 鹿児島湾(2)は、昭和50年7月1日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に水域の範囲の変更が行われた。

2 海域の範囲で()書きで示したものは慣用名

詳しくは次のとおり

- ※1 指宿市開聞崎と南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※2から※7までの水域に係る部分を除いたもの。
- ※2 稲荷川河口右岸と鹿児島港本港区浜町防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と東防波堤(北側部分)北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と東防波堤(南側部分)北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と南防波堤北端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤南端と新港区北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※3 鹿児島港南港区防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※4 鹿児島港木材港区防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※5 鹿児島港谷山一区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤、同防波堤基部と谷山防波堤先端を結ぶ線、谷山防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- ※6 鹿児島港谷山一区谷山防波堤、同防波堤先端と谷山一区南防波堤基部を結ぶ線、谷山一区南防波堤基部を基点として77度30分350メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分460メートル地点を結ぶ線、同地点から97度30分300メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分1,435メートル地点を結ぶ線、同地点の谷山二区南防波堤基部を基点として7度30分50メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分1,300メートルの地点を結ぶ線、同地点から277度30分1,600メートルの地点を結ぶ線、同地点から332度30分480メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※7 指宿市番所鼻先端と同点を基点として40度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

- ※8 北緯32度7分46秒，東経130度20分27秒の地点（米之津港内防波堤先端から221度56メートルの地点）を基点として，同地点から318度90メートルの地点を結ぶ線，同地点から336度30分20メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から355度30分100メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から48度50メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から16度130メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から37度180メートル地点を結ぶ線，同地点と同地点から82度30分380メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から108度30分170メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- ※9 北緯32度7分14秒，東経130度19分27秒の地点と，北緯32度7分50秒，東経130度19分14秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯32度8分10秒，東経130度20分28秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯32度7分48秒，東経130度20分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって，※8の水域に係る部分を除いたもの。
- ※10 阿久根市大字脇本字梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）と出水郡長島町大字山門野字魚待4092番3（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）を結ぶ線及び出水郡長島町城川内字長崎原1726番の2（長崎鼻燈台）の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地先海域であって，※8及び※9の水域に係る部分を除いたもの
- ※11 北緯31度28分23秒，東経131度6分44秒の地点（志布志湾東防波堤基部）を基点とし，同地点から169度50メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から198度30分450メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から208度30分430メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から94度30分100メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から203度500メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から331度580メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から312度520メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から37度30分960メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※12 北緯31度26分32秒，東経131度3分23秒の地点と北緯31度26分17秒，東経131度3分38秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度25分50秒，東経131度3分10秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度26分6秒，東経131度2分53秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- ※13 北緯31度22分25秒，東経131度0分51秒の地点と北緯31度21分8秒，東経131度1分58秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※14 肝属郡南大隅町佐多岬から宮崎県境に至る本県陸岸の地先海域であって，※11から※13までの水域に係る部分を除いたもの
- ※15 指宿市開聞崎（指宿市開聞十町字南平脇境6,778番）の地点と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線の南の海域，同地点から南さつま市野間岬（南さつま市笠沙町片浦字15,939番）に至る地点までの陸岸の地先海域及び同地点から西へ向かう線の南の海域
- ※16 北緯32度1分5秒，東経130度11分24秒の地点（阿久根本港西防波堤基部）を基点とし，同基点から333度30分30メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から329度30分60メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から341度30分160メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から20度30分50メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から28度290メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から67度150メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から28度30分150メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から100度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※17 北緯31度26分28秒，東経130度16分58秒の地点と北緯31度26分41秒，東経130度16分33秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度27分36秒，東経130度17分13秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度27分24秒，東経130度17分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- ※18 出水郡長島町城川内字長崎原1,726番2（長崎鼻燈台）の地点から西へ向かう線と出水郡長島町大字山門野字魚待4,092番3（黒之瀬戸大橋東町側橋台取付部）と阿久根市大字脇本梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）を結ぶ線及び南さつま市笠沙町片浦字白瀬平15,939番（南さつま市野間岬）の地点から西へ向かう線と囲まれた陸岸の地先海域であって，※16，※17，※19及び※20の水域に係る部分を除いたもの
- ※19 薩摩川内市唐山三角点（北緯31度51分43秒，東経130度12分5秒）から163度1,825メートルの地点（川内川導流堤基部）を基点として，同基点から297度930メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から289度30分1,410メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から27度320メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から37度220メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から21度30分1,155メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から74度880メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※20 いちき串木野市愛宕三角点（北緯31度43分52秒，東経130度15分22秒）から175度30分2,625メートルの地点（串木野漁港A防波堤基部）を基点とし，同地点から294度465メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から332度1,275メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から335度30分1,695メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※21 西之表港西防波堤基点（北緯30度43分31秒，東経130度59分22秒）を中心とする半径1,000メートルの円弧（箱崎から右まわりに洲之崎に至る部分に限る。）及び陸岸により囲まれた海域
- ※22 北緯28度23分7秒，東経129度29分48秒（名瀬港第1防波堤燈台）を基点として，120度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※23 奄美市赤崎先端の地点を基点として，90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって，※22の水域に係る部分を除いたもの
- ※24 奄美大島本島の地先海域であって，※22及び※23に係る部分を除いたもの
- ※25 全室素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は，肝属郡南大隅町立目崎と指宿市長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域全域である。
- ※26 全室素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は，熊本県宇城市と上天草市を結ぶ天門橋，同市大矢野橋，中の橋，前島橋，松島橋，天草市瀬戸大橋，天草下島と同市下須島を結ぶ通天橋，同市下須島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜崎を結ぶ線，同町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち，本県の区域に属する海域である。

(参考)

公共用水域の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値 (27項目)

(令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシ銅	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定) ※

※PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目

水域	類型	指 針 値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
淡水域 (河川 及び 湖沼)	生物A	0.7 mg/L以下	0.05mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特A	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
	生物B	3 mg/L以下	0.08mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特B	3 mg/L以下	0.01mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02 mg/L以下
海域	生物A	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生物特A	0.8 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03mg/L以下	0.0004mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下

- 注1 生物A・・・[河川及び湖沼] イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
 [海 域] 水生生物の生息する水域
 生物特A・・・[河川及び湖沼] 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
 [海 域] 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
- 注2 生物B・・・[河川及び湖沼] コイ、フナ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
 生物特B・・・[河川及び湖沼] 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

